

令和4年
第1回定例会

東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会会議録

令和4年2月28日

東京二十三区清掃一部事務組合議会

令和4年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会会議録 目次

期日	1
場所	1
出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	1
出席議会事務局職員	2
議事日程	2
追加議事日程	3
開会・開議	4
会議録署名議員指名	4
諸般の報告	4
例月出納検査の結果の報告	4
挨拶（山崎孝明管理者）	4
日程第1 会期の決定について	5
日程第2 議案第4号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、 休暇等に関する条例の一部を改正する条例	5
日程第3 議案第5号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関 する条例の一部を改正する条例	5
日程第4 議案第6号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等 に関する条例の一部を改正する条例	5
日程第5 議案第7号 東京二十三区清掃一部事務組合行政財産使用料条例の 一部を改正する条例	5
提案理由説明（中尾正巳総務部長）	5
委員会付託	6
日程第6 議案第1号 令和3年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補 正予算（第1号）	6
提案理由説明（中尾正巳総務部長）	6
委員会付託	7
日程第7 議案第2号 令和4年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予 算	7

日程第 8	議案第 3 号	令和 4 年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金 について……………	7
	提案理由説明（中尾正巳総務部長）	……………	7
	予算特別委員会の設置及び付託……………		8
日程第 9	報告第 1 号	専決処分した事件の報告について……………	8
	会議時間の延長……………		8
	休憩……………		8
	再開……………		9
追加日程第 1	議案第 4 号	東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、 休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条 例……………	9
追加日程第 2	議案第 5 号	東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等 に関する条例の一部を改正する条例……………	9
追加日程第 3	議案第 6 号	東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給 料等に関する条例の一部を改正する条例……………	9
追加日程第 4	議案第 7 号	東京二十三区清掃一部事務組合行政財産使用料条 例の一部を改正する条例……………	9
	総務・事業委員長の報告（桜井ただし総務・事業委員長）	……………	9
	採決……………		10
追加日程第 5	議案第 1 号	令和 3 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会 計補正予算（第 1 号）……………	10
	財務委員長の報告（水島道徳財務委員長）	……………	10
	採決……………		11
追加日程第 6	議案第 2 号	令和 4 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会 計予算……………	11
追加日程第 7	議案第 3 号	令和 4 年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分 担金について……………	11
	採決……………		11
追加日程第 8	議員提出議 案第 1 号	東京二十三区清掃一部事務組合議会議員の議員報酬、 費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正す る条例……………	12
	会期中の閉会……………		12

挨拶（山崎孝明管理者）	12
閉 会	13
資 料	14
議 案	24

令和4年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会

1 期 日 令和4年2月28日(月)

2 場 所 東京区政会館 20階 201・202・203会議室

3 出席議員(16名)

1番	千代田区	桜井ただし
3番	港区	清原和幸
5番	文京区	田中としかね
6番	台東区	水島道徳
8番	荒川区	菅谷元昭
9番	品川区	本多健信
10番	目黒区	おのせ康裕
11番	大田区	鈴木隆之
12番	世田谷区	下山芳男
13番	渋谷区	斎藤竜一
15番	杉並区	大和田伸
16番	豊島区	磯一昭
19番	墨田区	木内清
20番	江東区	榎本雄一
21番	足立区	古性重則
23番	江戸川区	福本光浩

4 欠席議員(7名)

2番	中央区	木村克一
4番	新宿区	桑原ようへい
7番	北区	名取ひであき
14番	中野区	内川和久
17番	板橋区	坂本あずまお
18番	練馬区	かしわざき強
22番	葛飾区	峯岸良至

5 出席説明員

管理者	山崎孝明
副管理者	深井祐子
副管理者	成澤廣修

監査委員	本 間 敏 明
総務部長	中 尾 正 巳
総務部担当部長（総務課長事務取扱）	古 舘 陽
清掃事業国際協力室長	小 林 孝
施設管理部長	小 林 幹 明
処理技術担当部長	塚 越 浩
建設部長	高 垣 克 好
計画推進担当部長	清 水 英 樹

6 出席議会事務局職員

事務局長	志 賀 美 知 代
事務局次長	入 野 順 一
書記	佐 藤 雅 展
同	大 沼 光 輝

7 議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 議案第 4 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日
休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 5 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関
する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 6 号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等
に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 7 号 東京二十三区清掃一部事務組合行政財産使用料条例の
一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 1 号 令和 3 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補
正予算（第 1 号）
- 日程第 7 議案第 2 号 令和 4 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予
算
- 日程第 8 議案第 3 号 令和 4 年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金
について

8 追加議事日程

- | | | |
|--------|-----------|--|
| 追加日程第1 | 議案第4号 | 東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 追加日程第2 | 議案第5号 | 東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 追加日程第3 | 議案第6号 | 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 追加日程第4 | 議案第7号 | 東京二十三区清掃一部事務組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例 |
| 追加日程第5 | 議案第1号 | 令和3年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第1号） |
| 追加日程第6 | 議案第2号 | 令和4年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算 |
| 追加日程第7 | 議案第3号 | 令和4年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について |
| 追加日程第8 | 議員提出議案第1号 | 東京二十三区清掃一部事務組合議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 |

開 会（午後 2 時 3 0 分）

○田中としかね副議長 ただいまから令和 4 年第 1 回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

初めに、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第 1 1 2 条の規定に基づき、1 5 番大和田伸議員、1 6 番磯一昭議員を会議録署名議員に指名いたします。

次に、諸般の報告について事務局長より報告いたします。

○志賀美知代事務局長 御報告申し上げます。

- 1 令和 4 年第 1 回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会の招集について
- 2 議案の送付について
- 3 説明員の出席について

以上 3 件につきましては、お手元に文書の写しを配付しておりますので、内容の朗読を省略いたします。

なお、本日の出席議員は、1 6 名の予定でございます。

○田中としかね副議長 次に、例月出納検査の結果についての報告が監査委員から提出されておりますので、事務局長より報告いたします。

○志賀美知代事務局長 御報告申し上げます。お手元に令和 3 年 1 1 月分及び 1 2 月分の例月出納検査結果報告書の写しをお配りしておりますので、配付をもって報告いたします。

○田中としかね副議長 ここで管理者から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○山崎孝明管理者 管理者の山崎でございます。令和 4 年第 1 回定例会の開会に当たりまして、一言、御挨拶をさせていただきます。

初めに、各区の議長の皆さま方におかれましては、各区議会定例会の会期中であるなど大変御多忙の中御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、当組合の運営につきまして、日頃から御理解と御協力に厚く御礼申し上げます。

さて、本日提出いたします議案は、予算案が 3 件、条例案が 4 件、報告

が1件でございます。令和4年度一般会計予算は、歳出の削減に務めるとともに自主財源の積極的な確保に取り組み、安全かつ安定的な中間処理を行うため編成しているものでございます。予算特別委員会では、予算面から清掃一組の事業を御審議いただく貴重な機会であると考えております。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。

○田中としかね副議長 管理者の挨拶が終わりました。

これより日程に入ります。

日程第1を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第1 会期の決定について

○田中としかね副議長 会期についてお諮りいたします。今定例会の会期は、会議規則第4条第1項第1号の規定に基づき、本日2月28日から3月4日までの5日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田中としかね副議長 御異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日2月28日から3月4日までの5日間とすることに決定いたしました。

次に、日程第2から日程第5までを一括して議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第2 議案第4号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第5号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第6号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第7号 東京二十三区清掃一部事務組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例

○田中としかね副議長 これらの案について、提案理由の説明を求めます。

○中尾正巳総務部長 議案第4号から第7号までの4議案につきまして、提案理由及

びその内容を一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第4号、東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。仕事と不妊治療の両立を支援する観点から、不妊治療のための休暇を特別休暇として新設するため改正するものでございます。

次に、議案第5号、東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。仕事と育児等の両立を支援する観点から、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するため改正するものでございます。

次に、議案第6号、東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例でございます。関係特別区が組織する他の一部事務組合の常勤副管理者の給料等との均衡を図るため改正するものでございます。

次に、議案第7号、東京二十三区清掃一部事務組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例でございます。特別区の道路占用料等の改定を踏まえまして、東京二十三区清掃一部事務組合の行政財産使用料に関する規定を改正するものでございます。

以上が提案の理由及びその内容でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○田中としかね副議長 提案理由の説明は終わりました。これらの案につきましては、所管の総務・事業委員会に付託いたします。

次に、日程第6を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第6 議案第1号 令和3年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算
(第1号)

○田中としかね副議長 本案について、提案理由の説明を求めます。

○中尾正巳総務部長 議案第1号、令和3年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ34億2,30

0万円を追加し、補正後の予算額を958億5,300万円と定め、その款・項の区分ごとの金額について、第1表、歳入歳出予算補正のとおり定めるものでございます。

次に、組合債の補正につきましては、港清掃工場延命化事業及び大田清掃工場第一工場再稼働事業に係る事業債の限度額について、第2表、組合債補正のとおり変更するものでございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中としかね副議長 提案理由の説明は終わりました。本案については、所管の財務委員会に付託いたします。

次に、日程第7及び日程第8を一括して議題といたします。

[事務局朗読]

日程第7 議案第2号 令和4年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算

日程第8 議案第3号 令和4年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について

○田中としかね副議長 これらの案について、提案理由の説明を求めます。

○中尾正巳総務部長 議案第2号及び議案第3号の2議案につきまして、提案理由及びその内容を一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第2号、令和4年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算でございます。歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,024億600万円と定め、その款・項の区分ごとの金額について、第1表、歳入歳出予算のとおり定めるものでございます。

次に、債務負担行為につきましては、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額について、第2表、債務負担行為のとおり定めるものでございます。

次に、組合債につきまして、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について、第3表、組合債のとおり定めるものでございます。

最後に、一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定により、借り入れの最高額を100億円と定めるものでございます。

次に、議案第3号、令和4年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担

金についてでございます。当組合理約第16条に基づき提案するもので、分担金総額を420億円と定めるものでございます。

以上が提案理由及びその内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中としかね副議長 提案理由の説明は終わりました。

これらの案については、委員会条例第2条の2の規定により、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○田中としかね副議長 御異議なしと認めます。よって、これらの案は、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

次に、日程第9を議題といたします。

[事務局長朗読]

日程第9 報告第1号 専決処分した事件の報告について

○田中としかね副議長 本件について、報告を求めます。

○中尾正巳総務部長 報告第1号につきまして、御報告申し上げます。本件は、江戸川清掃工場建替工事請負契約の契約変更に関する専決処分について、土壌汚染対策工事等を行うため契約金額の変更を行うもので、変更となる金額が契約金額の100分の10以内の増減であり、増にあってはその額が3億円未満のものであるため、管理者の専決処分事項の指定について第5号の規定に基づき、1月7日付で管理者の専決処分を行ったものでございます。

報告は以上でございます。

○田中としかね副議長 ここで、議事の都合により、あらかじめ会議時間を延長いたします。

この際、付託案件の委員会審査のため、会議を暫時休憩いたします。

休 憩（午後2時43分）

再 開（午後 3 時 4 0 分）

○田中としかね副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、総務・事業委員長、財務委員長及び予算特別委員長から、各委員会の審査報告書が提出されました。審査報告書の写しをお配りしておりますので、写しの配付をもって御報告といたします。

この際、日程の追加についてお諮りいたします。

お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、議案第 4 号他 7 件を本日の日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○田中としかね副議長 御異議なしと認め、議案第 4 号他 7 件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第 1 から追加日程第 4 までを一括して議題といたします。

[事務局長朗読]

追加日程第 1 議案第 4 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 2 議案第 5 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 3 議案第 6 号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 4 議案第 7 号 東京二十三区清掃一部事務組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例

○田中としかね副議長 これらの案につきまして、総務・事業委員長の報告をお願いいたします。

○桜井ただし総務・事業委員長 総務・事業委員会に付託されました議案第 4 号から議案第 7 号までにつきまして、審査経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会では、理事者より議案の内容について説明を受けた後、審査に入りました。審査に当たっては特に質疑・意見等はなく、採決の結果、委員会は、議案第 4 号から議案第 7 号まで、いずれも全員賛成により原案どお

り可決すべきものと決定しました。

これをもって総務・事業委員会の報告を終わります。

○田中としかね副議長 ただいまの報告に対し、御質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○田中としかね副議長 御質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより採決いたします。

総務・事業委員会の審査結果は、いずれも原案可決でございます。

議案第4号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○田中としかね副議長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第5号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○田中としかね副議長 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第6号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○田中としかね副議長 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第7号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○田中としかね副議長 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第5を議題といたします。

[事務局長朗読]

追加日程第5 議案第1号 令和3年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正
予算(第1号)

○田中としかね副議長 本案につきまして、財務委員長の報告をお願いいたします。

○水島道徳財務委員長 財務委員会に付託されました議案第1号につきまして、審査経過及び結果を報告申し上げます。

委員会では、理事者より議案の内容について説明を受けた後、審査に入りました。審査に当たっては特に質疑・意見はなく、採決の結果、委員会は、議案第1号につきましては、全員賛成により原案どおり可決するものと決定をいたしました。

これをもって財務委員会の報告を終わります。

○田中としかね副議長 ただいまの報告に対し、御質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○田中としかね副議長 御質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより採決いたします。

財務委員会の審査結果は、原案可決でございます。

議案第1号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○田中としかね副議長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第6及び追加日程第7を一括として議題といたします。

[事務局長朗読]

追加日程第6 議案第2号 令和4年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算

追加日程第7 議案第3号 令和4年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について

○田中としかね副議長 これらの案につきましては、全議員で構成する予算特別委員会で審査しておりますので、委員長の報告は省略いたします。

これより採決いたします。

予算特別委員会の審査結果は、いずれも原案可決でございます。

初めに、議案第2号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○田中としかね副議長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第3号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○田中としかね副議長 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第8を議題といたします。

[事務局長朗読]

追加日程第8 議員提出議案第1号 東京二十三区清掃一部事務組合議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

○田中としかね副議長 本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定に基づき、提案理由の説明及び委員会への付託は省略いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○田中としかね副議長 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は、提案理由の説明及び委員会への付託は省略することに決定いたしました。

これより採決いたします。

議員提出議案第1号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○田中としかね副議長 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

以上で今定例会の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○田中としかね副議長 御異議なしと認めます。よって、今定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

ここで管理者から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○山崎孝明管理者 第1回定例会の閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案につきまして慎重な御審議をいただき、いずれも原案どおり御決定賜り誠にありがとうございます。本日の御決定

に基づき、適正に事業を執行してまいります。質疑を通じての情報交換、また、御審議の過程で頂戴いたしました貴重な御意見をしっかりと反映させ、970万区民の皆さまが衛生的な環境の中で安心して過ごせますよう、今後も議長の皆さま方の御協力を頂きながら取り組んでまいります。

最後になりますが、御要職にある皆さまにおかれましては、どうか健康に十分留意され、今後ますますの御活躍をお祈り申し上げて御挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○田中としかね副議長 管理者の挨拶は終わりました。

以上をもちまして、令和4年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を閉会いたします。

閉 会（午後3時45分）

会議録署名議員

副議長 田中としかね

議員 大和田伸

議員 磯 一 昭

資

料

令和4年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会

議 事 日 程

令和4年2月28日(月) 午後2時30分 開議

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 議案第4号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第5号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第6号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第7号 東京二十三区清掃一部事務組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第1号 令和3年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第2号 令和4年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算
- 日程第8 議案第3号 令和4年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について
- 日程第9 報告第1号 専決処分した事件の報告について

(写)

3 清総総第615号

令和4年2月18日

東京二十三区清掃一部事務組合議会

議 長 桑原 ようへい 様

東京二十三区清掃一部事務組合

管 理 者 山 崎 孝 明

東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会の招集について(通知)

本日、別紙写しのとおり令和4年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を招集する告示をしたので通知します。

写

東京二十三区清掃一部事務組合告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和4年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年2月18日

東京二十三区清掃一部事務組合
管理者 山崎 孝明

1 期日

令和4年2月28日（月）

2 場所

東京区政会館 20階 201・202・203会議室

写

3清総第629号
令和4年2月18日

東京二十三区清掃一部事務組合議会
議長 桑原 ようへい 殿

東京二十三区清掃一部事務組合
管理者 山崎 孝明

議案の送付について

令和4年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会に提出する議案を、下記のとおり送付します。

記

- 議案第1号 令和3年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第1号）
- 議案第2号 令和4年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算
- 議案第3号 令和4年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について
- 議案第4号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 東京二十三区清掃一部事務組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 報告第1号 専決処分した事件の報告について

(写)

3 清総総第 6 4 1 号
令和 4 年 2 月 2 8 日

東京二十三区清掃一部事務組合議会
議長 桑原 ようへい 様

東京二十三区清掃一部事務組合
管理者 山崎 孝明

説明員の出席について（通知）

令和 4 年 2 月 1 8 日付け 3 清議第 2 0 5 号により要求のあった、令和 4 年第 1 回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会における執行機関の出席者を下記のとおり通知します。

(出席者職・氏名)	記
管 理 者	山 崎 孝 明
副 管 理 者	成 澤 廣 修
副 管 理 者	深 井 祐 子
監 査 委 員	本 間 敏 明
総 務 部 長	中 尾 正 巳
総務部担当部長 総務課長事務取扱	古 舘 陽
清掃事業国際協力室長	小 林 孝
施設管理部長	小 林 幹 明
建設部長	高 垣 克 好

(写)

3 清 監 第 5 9 号
令 和 4 年 1 月 1 2 日

東京二十三区清掃一部事務組合
議 会 議 長 殿

東京二十三区清掃一部事務組合
監査委員 本 間 敏 明
監査委員 山 本 泰 人
監査委員 木 内 清

令和 3 年 11 月末現在における例月出納検査の結果報告について

このことについて、地方自治法第 2 3 5 条の 2 の規定により検査を実施したので、同条第 3 項の規定により、その結果に関する下記の報告を提出します。

記

- 1 検査実施日
令和 3 年 1 2 月 1 6 日（木）
- 2 検査の結果
今回は、令和 3 年 1 1 月末日現在における例月出納検査を実施した。
出納金については、組合指定金融機関等から提出された諸証書と照合の結果、
いずれも計数上一致し過誤のないことを確認した。
歳入歳出の現計、予算の執行状況及び現金の保管状況は次のとおりである。

歳入歳出現計表	別表 1
現金保管状況調書	別表 2
歳入調書	別表 3
歳出調書	別表 4

(担当者)
東京二十三区清掃一部事務組合
監査事務局 大塚
電話：03 (6238) 0855

Z010402

別表1 歳入歳出現計表

令和3年11月末現在 (単位:円)

一般会計	収入済額		支出済額		現金現在高	対予算額	
	上段 本月分 下段 累計	上段 本月分 下段 累計	上段 一時借入金 下段 繰越金	上段 繰越金		収入率 (%)	支出率 (%)
92,430,000,000	1,806,986,575	12,987,924,242	0	0	7,695,308,565	51.9	43.5
歳入歳出予算外経理に属する現金					118,023,925		
基金繰替運用					0		
合計額					7,813,332,490		

別表2 現金保管状況調書

令和3年11月末現在 (単位:円)

区分	金額	区分	金額
普通預金	7,812,000,000	当座預金	1,332,490
定期預金	0	現金	0
通知預金	0	その他	0
譲渡性預金	0	合計	7,813,332,490

別表3 歳入調書

令和3年11月末現在 (単位:円)

一般会計	収入済額		上段 還付未済 下段 不納欠損	収入未済額	収入率	
	上段 予算額 下段 調定額	上段 本月分 下段 累計			対予算 (%)	対調定 (%)
分担金及び負担金	39,000,000,000	162,395,000	0	6,337,581,000	58.7	78.3
使用料及び手数料	29,249,892,000	22,912,311,000	0	0	0	0
国庫支出金	13,060,471,000	957,104,283	0	0	0	0
財産収入	8,240,939,264	7,199,120,543	0	1,041,818,721	55.1	87.4
繰入金	7,032,326,000	0	0	0	0.0	-
繰越金	15,120,000	1,463,432	0	0	0	0
諸収入	16,223,312	16,172,811	0	50,501	107.0	99.7
組合債	1,300,000	0	0	0	0	0
合計	3,580,000	3,580,000	0	0	275.4	100.0
繰入金	10,217,000,000	0	0	0	58.7	100.0
繰越金	6,000,000,000	6,000,000,000	0	0	999.9	100.0
諸収入	8,463,783,000	686,023,860	0	0	0	0
組合債	6,393,799,140	5,440,281,119	0	953,518,021	64.3	85.1
合計	14,340,000,000	0	0	0	0.0	-
合計	92,430,000,000	1,806,986,575	0	8,332,968,243	51.9	85.2
	56,278,627,171	47,945,658,928	0			

別表4 歳出調書

令和3年11月末現在 (単位:円)

一般会計	上段 予算額 下段 予備費充用	予算現額	支出済額		予算残額	支出率 (%)
			上段 本月分 下段 累計	上段 繰越金		
議会費	10,133,000	0	53,429	4,226,632	5,906,368	41.7
総務費	1,251,778,000	1,251,778,000	96,178,681	568,755,548	683,022,452	45.4
清掃費	75,996,806,000	75,996,806,000	12,314,763,870	31,357,969,460	44,638,836,540	41.3
職員費	10,784,106,000	10,784,106,000	576,928,262	6,227,399,326	4,556,706,674	57.7
公債費	4,078,187,000	4,078,187,000	0	2,091,999,397	1,986,187,603	51.3
諸支出金	8,990,000	8,990,000	0	0	8,990,000	0.0
予備費	300,000,000	300,000,000	0	0	300,000,000	0.0
合計	92,430,000,000	92,430,000,000	12,987,924,242	40,250,350,363	52,179,649,637	43.5
	0	0	0	0	0	

(写)

3 清 監 第 6 3 号
令 和 4 年 2 月 8 日

東京二十三区清掃一部事務組合
議 会 議 長 殿

東京二十三区清掃一部事務組合
監査委員 本 間 敏 明
監査委員 山 本 泰 人
監査委員 木 内 清

令和3年12月末現在における例月出納検査の結果報告について

このことについて、地方自治法第235条の2の規定により検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する下記の報告を提出します。

記

- 1 検査実施日
令和4年1月18日(火)
- 2 検査の結果
今回は、令和3年12月末日現在における例月出納検査を実施した。
出納金については、組合指定金融機関等から提出された諸証書と照合の結果、いずれも計数上一致し過誤のないことを確認した。
歳入歳出の現計、予算の執行状況及び現金の保管状況は次のとおりである。

歳入歳出現計表 別表1
現金保管状況調書 別表2
歳入調書 別表3
歳出調書 別表4

(担当者)
東京二十三区清掃一部事務組合
監査事務局 大塚
電話:03(6238)0855

別表1 歳入歳出現計表

令和3年12月末現在 (単位:円)

一般会計	収入済額		支出済額		現金現在高	対予算額	
	上段 本月分 下段 累計	上段 本月分 下段 累計	上段 一時借入金 下段 繰越金	上段 還付未済 下段 不納欠損		収入率 (%)	支出率 (%)
歳入歳出予算額	8,279,130,630	5,166,098,974	0	0	10,808,340,221	60.8	49.1
92,430,000,000	56,224,789,558	45,416,449,337	0	0			
歳入歳出予算外経理に属する現金					154,656,082		
基金繰替運用					0		
合計額					10,962,996,303		

別表2 現金保管状況調書

令和3年12月末現在 (単位:円)

区分	金額	区分	金額
普通預金	8,961,000,000	当座預金	1,996,303
定期預金	0	現金	0
通知預金	0	その他	0
譲渡性預金	2,000,000,000	合計	10,962,996,303

別表3 歳入調書

令和3年12月末現在 (単位:円)

一般会計	収入済額		上段 還付未済 下段 不納欠損	収入未済額	収入率	
	上段 予算額 下段 調定額	上段 本月分 下段 累計			対予算 (%)	対調定 (%)
分担金及び負担金	39,000,000,000	6,337,581,000	0	3,249,988,000	75.0	90.0
32,499,880,000	29,249,892,000	0	0			
13,060,471,000	1,015,445,048	0	0			
9,298,126,117	8,214,565,591	0	1,083,560,526	62.9	88.3	
7,032,326,000	0	0	0			
0	0	0	0	0	0.0	-
15,120,000	126,501	0	0			
16,619,125	16,299,312	0	319,813	107.8	98.1	
1,300,000	0	0	0			
3,580,000	3,580,000	0	0	275.4	100.0	
10,217,000,000	0	0	0			
6,000,000,000	6,000,000,000	0	0	58.7	100.0	
300,000,000	0	0	0			
6,374,193,455	6,374,193,455	0	0	999.9	100.0	
8,463,783,000	925,978,081	0	0			
7,212,002,905	6,366,259,200	0	845,743,705	75.2	88.3	
14,340,000,000	0	0	0			
0	0	0	0	0	0.0	-
92,430,000,000	8,279,130,630	0	5,179,612,044	60.8	91.6	
61,404,401,602	56,224,789,558	0				

別表4 歳出調書

令和3年12月末現在 (単位:円)

一般会計	上段 予算額 下段 予算費充用	予算現額	支出済額		予算残額	支出率 (%)
			上段 本月分 下段 累計	上段 繰越金		
議会費	10,133,000	0	915,764	0	4,990,604	50.7
0	10,133,000	0	5,142,396	0		
1,251,778,000	0	1,251,778,000	33,640,929	0	649,381,523	48.1
0	1,251,778,000	0	602,396,477	0		
75,996,806,000	0	75,996,806,000	3,401,680,530	0	41,237,156,010	45.7
0	75,996,806,000	0	34,759,649,990	0		
10,784,106,000	0	10,784,106,000	1,729,861,751	0	2,826,844,923	73.8
0	10,784,106,000	0	7,957,261,077	0		
4,078,187,000	0	4,078,187,000	0	0	1,986,187,603	51.3
0	4,078,187,000	0	2,091,999,397	0		
8,990,000	0	8,990,000	0	0	8,990,000	0.0
0	8,990,000	0	0	0		
300,000,000	0	300,000,000	0	0	300,000,000	0.0
0	300,000,000	0	0	0		
92,430,000,000	0	92,430,000,000	5,166,098,974	0	47,013,550,663	49.1
0	92,430,000,000	0	45,416,449,337	0		

令和4年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会

追加議事日程(第1号)

令和4年2月28日(月) 午後2時30分 開議

- 追加日程第1 議案第4号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第2 議案第5号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第3 議案第6号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第4 議案第7号 東京二十三区清掃一部事務組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 追加日程第5 議案第1号 令和3年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算(第1号)
- 追加日程第6 議案第2号 令和4年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算
- 追加日程第7 議案第3号 令和4年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について
- 追加日程第8 議員提出議案第1号 東京二十三区清掃一部事務組合議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

写

令和4年2月28日

東京二十三区清掃一部事務組合議会
議長 桑原 ようへい 様

総務・事業委員長
桜井 ただし

総務・事業委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第74条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
議案第4号	東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第5号	東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第6号	東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第7号	東京二十三区清掃一部事務組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例	原案可決

写

令和4年2月28日

東京二十三区清掃一部事務組合議会
議長 桑原 ようへい 様

財務委員長
水島 道徳

財務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第74条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
議案第1号	令和3年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第1号）	原案可決

写

令和4年2月28日

東京二十三区清掃一部事務組合議会
議長 桑原 ようへい 様

予算特別委員長
水島 道徳

予算特別委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第74条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
議案第2号	令和4年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算	原案可決
議案第3号	令和4年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について	原案可決

議

案

議案第1号

令和3年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第1号）

令和3年度東京二十三区清掃一部事務組合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,423,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95,853,000千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（組合債の補正）

第2条 組合債の変更は、「第2表組合債補正」による。

令和4年2月28日提出

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者 山崎 孝明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		13,060,471	△1,079,183	11,981,288
	1 使用料	7,166	597	7,763
	2 手数料	13,053,305	△1,079,780	11,973,525
3 国庫支出金		7,032,326	△34,896	6,997,430
	1 国庫補助金	7,031,124	△34,849	6,996,275
	2 国庫委託金	1,202	△47	1,155
4 財産収入		15,120	3,543	18,663
	1 財産運用収入	8,990	1,295	10,285
	2 財産売払収入	6,130	2,248	8,378
5 寄附金		1,300	2,280	3,580
	1 寄附金	1,300	2,280	3,580
7 繰越金		300,000	6,074,193	6,374,193
	1 繰越金	300,000	6,074,193	6,374,193
8 諸収入		8,463,783	635,063	9,098,846
	1 延滞金、加算金及び過料	3,009	△1,100	1,909
	3 有価物売払収入	283,046	127,770	410,816
	4 雑収入	8,177,641	508,393	8,686,034
9 組合債		14,340,000	△2,178,000	12,162,000
	1 組合債	14,340,000	△2,178,000	12,162,000
歳入合計		92,430,000	3,423,000	95,853,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,251,778	△88,117	1,163,661
	1 総務管理費	1,247,215	△87,807	1,159,408
	2 監査委員費	4,563	△310	4,253
3 清掃費		75,996,806	△2,372,590	73,624,216
	1 清掃費	44,316,173	△1,256,040	43,060,133
	2 施設整備費	31,680,633	△1,116,550	30,564,083
4 職員費		10,784,106	△223,548	10,560,558
	1 職員費	10,784,106	△223,548	10,560,558
5 公債費		4,078,187	△7,903	4,070,284
	1 公債費	4,078,187	△7,903	4,070,284
6 諸支出金		8,990	6,115,158	6,124,148
	1 財政調整基金積立金	8,990	6,115,158	6,124,148
歳出合計		92,430,000	3,423,000	95,853,000

第2表 組合債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港清掃工場延命化事業	補正前	1,073,000	証書借入、または証券発行の方法により起債する。証券発行の場合における発行価格は額面100円につき98円以上とする。 なお、証券発行の場合において発行価格が額面価格を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を左欄の限度額に加算した金額を限度額とする。	年5.0%以内	起債のときより据置期間を含め20年以内に償還する。ただし、融資条件または財政の都合により、償還年限を短縮し繰上償還することもある。
	補正後	520,000			
大田清掃工場第一工場再稼働事業	補正前	2,335,000	金融の事情その他の都合により、起債額の全部または一部を翌年度に繰延起債することもある。	年5.0%以内	
	補正後	710,000			

議案第2号

令和4年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算

令和4年度東京二十三区清掃一部事務組合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ102,406,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(組合債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表組合債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

令和4年2月28日提出

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者 山崎孝明

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位:千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		42,000,000
	1 分担金	42,000,000
2 使用料及び手数料		13,022,747
	1 使用料	7,464
	2 手数料	13,015,283
3 国庫支出金		8,589,493
	1 国庫補助金	8,588,286
	2 国庫委託金	1,207
4 財産収入		10,430
	1 財産運用収入	5,505
	2 財産売却収入	4,925
5 寄附金		1,300
	1 寄附金	1,300
6 繰入金		7,974,000
	1 基金繰入金	7,974,000
7 繰越金		300,000
	1 繰越金	300,000
8 諸収入		10,321,030
	1 延滞金、加算金及び過料	2,593
	2 預金利子	106
	3 有価物売却収入	274,996
	4 雑収入	10,043,335
9 組合債		20,187,000
	1 組合債	20,187,000
歳入	合計	102,406,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		9,954
	1 議会費	9,954
2 総務費		1,248,974
	1 総務管理費	1,244,530
	2 監査委員費	4,444
3 清掃費		86,164,487
	1 清掃費	44,472,529
	2 施設整備費	41,691,958
4 職員費		10,759,555
	1 職員費	10,759,555
5 公債費		3,917,525
	1 公債費	3,917,525
6 諸支出金		5,505
	1 財政調整基金積立金	5,505
7 予備費		300,000
	1 予備費	300,000
歳出合計		102,406,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額
江戸川清掃工場建設事業 (建替工事)	令和5年度～令和9年度	3,826,872
江戸川清掃工場建設事業 (建替工事監理業務委託)	令和5年度～令和9年度	290,988
北清掃工場建設事業 (建替工事)	令和5年度～令和11年度	55,000,000
世田谷清掃工場建設事業 (建替事業環境影響評価書作成委託)	令和5年度～令和7年度	120,620
千歳清掃工場延命化事業 (プラント設備更新工事)	令和5年度～令和6年度	5,104,297
千歳清掃工場延命化事業 (クレーン設備改修工事)	令和5年度～令和6年度	791,175
北清掃工場整備事業 (工場閉鎖関連業務委託)	令和5年度	36,900
品川清掃工場整備事業 (建築設備中央監視装置整備工事)	令和5年度	49,531
多摩川清掃工場整備事業 (建築設備中央監視装置整備工事)	令和5年度	34,981
多摩川清掃工場整備事業 (排ガス分析計更新工事)	令和5年度	130,856
板橋清掃工場整備事業 (排ガス分析計更新工事)	令和5年度	86,424
有明清掃工場整備事業 (ボイラ設備整備工事)	令和5年度	279,268
有明清掃工場整備事業 (プラント低圧動力制御盤整備工事)	令和5年度	107,403
葛飾清掃工場整備事業 (洗煙設備整備工事)	令和5年度	114,576
中防処理施設整備事業 (建物維持補修工事)	令和5年度	88,698
計		66,062,589

第3表 組合債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
目黒清掃工場建設事業	11,931,000	証券借入、または証券発行の方法により起債する。証券発行の場合における発行価格は額面100円につき98円以上とする。 なお、証券発行の場合において発行価格が額面価格を下回る場合は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を左欄の限度額に加算した金額を限度額とする。 金融の事情その他の都合により、起債額の全部または一部を翌年度に繰延起債することもある。	年5.0%以内	起債のときより据置期間を含め20年以内に償還する。ただし、融資条件または財政の都合により、償還年限を短縮し繰上償還することもある。
江戸川清掃工場建設事業	1,870,000			
港清掃工場延命化事業	2,917,000			
千歳清掃工場延命化事業	382,000			
大田清掃工場第一工場再稼働事業	3,087,000			
計	20,187,000			

議案第三号

令和四年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について

右の議案を提出する。

令和四年二月二十八日

提出者 東京二十三区清掃一部事務組合管理者 山崎 孝 明

令和四年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について（令和二年二月二十一日東京都知事許可）第六十二条の規定に基づき、令和四年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金額を次のとおり定める。

一 分担金総額 金四百二十億円

(1) 各区の分担金額 各区の分担金額は、区収集ごみ量相当分と持込ごみ量相当分との合計額とし、次により算出する。ア 令和四年度当初予算の特別区分金と持込手数料との合計額を令和二年度における二十三区全体の区収集ごみ量と持込ごみ量の割合で按分する。イ アで按分算出した区収集ごみ量相当額については、令和二年度における二十三区全体の区収集ごみ量の中で、区別の区収集ごみ量が占める割合（以下「区収ごみ量割」という。）で按分し、各区の区収集ごみ量が占める割合（以下

を算出する。ウ アで按分算出した持込ごみ量相当額については、令和四年度当初予算とし、ごみ量の中で、区別の持込ごみ量が占める割合（以下「持込ごみ量割」という。）で按分し、各区の持込ごみ量相当額の合計額を各区の分担金額とする。エ 及びウにより算出した金額の合計額を各区の分担金額とする。の定めた数値を、(1)ウで用いるごみ量は特別区長会の定めた数値を用いるものとする。

(3) 端数処理 (1)の区収ごみ量割及び持込ごみ量割による按分に当たっては、小数第六位以下を四捨五入する。また、各区の区収集ごみ量相当分及び持込ごみ量相当分の分担金額を千円と数値を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。ただし、端数処理を行った後の各区の分担金額の合計額が各区の納付額と相違する場合には必要な調整を行う。(2)に掲げる額の合計に、(3)に掲げる調整額を加算又は減額して得た額とする。

四 (1) 納付方法は、前号に定める額を月ごとに分割して納付するものとする。各区の負担調整額は、前号に定められた清掃負担の公平による各区の負担調整額

五 については、十二月二十二日とする。

(1) 令和四年四月から令和五年二月までの当該区に係る各月分の納付額は、第三号に掲げる額と同号(2)に掲げる額の合計額を十二で除して得た額及び同号(3)に掲げる額を十二で除して得た額(それぞれ千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の合計額とする。

(2) 令和五年三月分までの当該区に係る納付額は、当該区の納付額から、令和四年四月から令和五年二月分までの各区の納付額の算定に当たっては、第二号により算定した額と、次の表の上欄に掲げる事項に係る規定の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えた値をもって算定した額との差額を調整する。

持込手数料	令和四年度当初予算	令和四年度決算
ごみ量	令和二年度	令和四年度

(提案理由)
 三区清掃一部事務組合経費分担金を定める必要があるため、本案を提出します。

議案第四号

東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月二十八日

提出者 東京二十三区清掃一部事務組合管理者 山崎 孝 明

東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十二年条例第十九号)の一部を次のように改正する。
 第十六条第一項第一号及び第二号中「公民権行使等休暇」の下に「、不妊治療のための休暇」を加える。

附則
 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(提案理由)
 仕事と不妊治療の両立を支援する観点から、不妊治療のための休暇を特別休暇として新設するため、本案を提出します。

議案第五号

東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月二十八日

提出者 東京二十三区清掃一部事務組合管理者 山崎 孝 明

東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第二十条の三を削り、同号イ(2)中「特定職」を「任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)」に改め、イ(1)とし、イ(3)をイ(2)とする。第十四条第二号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して組合規則で定める」に改め、同号イ及びロを削る。第十五条第一項中「前条第二号イ及びロのいずれにも該当する」を「前条第二号の勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して組合規則で定める」に、「当該会計年度任用職員」を「当該会計年度任用職員」に改める。第十八条を第二十条とし、第十七条の次に次の二条を加える。

第十八条 妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等(し、又は出産したことその他これに準ずるものとして組合規則で定める事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認する事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認する

第十九条 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようになければならない。

第二十条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する育児休業に係る研修の実施

二 育児休業に関する相談体制の整備

三 前二号に掲げる措置のほか、組合規則で定める育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附則 1 (施行期日) この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 (施行前の準備) この条例による改正後の東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)(第二条第三号イに掲げる非常勤職員は育児休業の承認の請求を、改正後の条例第十四条第二号の勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して組合規則で定める非常勤職員は部分休業の承認の請求を、それ

どれこの条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

仕事と育児等の両立を支援する観点から、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するため、本案を提出します。

議案第六号

東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月二十八日

提出者 東京二十三区清掃一部事務組合管理者 山崎 孝 明

東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例（平成十二年条例第二十八号）の一部を次のように改正する。
第四第三項中「六月及び十二月に支給する場合には百分の百七十」を「六月に支給する場合には百分の百六十、十二月に支給する場合には百分の百六十五」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(提案理由)

関係特別区が組織する他の一部事務組合の常勤副管理者の給料等との均衡を図るた

め、本案を提出します。

議案第七号

東京二十三区清掃一部事務組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月二十八日

提出者 東京二十三区清掃一部事務組合管理者 山崎 孝 明

東京二十三区清掃一部事務組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例
 東京二十三区清掃一部事務組合行政財産使用料条例（平成十二年条例第四十号）の
 一部を次のように改正する。
 一部を次のように改正する。
 別表を次のように改める。
 別表（第四条の二関係）

番号	種別	単位	金額
1	電柱	一本一月	一、八五六円
2	標識	一本一月	一、一〇〇円
3	水道管 外径四十センチメートル未満のもの	一メートル一月	一六五円

1

(施行期日)
この条例は、令和四年四月一日から施行する。

1 期間が一月に満たない端数は、一月とみなす。
2 時間が一時間に満たない端数は、一時間とみなす。
3 長さが一メートルに満たない端数は、一米とみなす。
4 面積が一平方メートルに満たない端数は、一平方メートルとみなす。
5 写真撮影に伴わない録音は、写真撮影の場合に準ずる。

備考

14	その他の使用	競技会、集会等 その他管理者が適当である	一日 一平方メートル	四五円
13	一時的な使用	映画、テレビ及びビデオの撮影	一時間	一六、八七五円
		写真撮影	一時間 撮影機一台一月	一〇、八〇〇円
12	写真撮影のための使用	撮影機一台一月	一〇、八〇〇円	一、一八四円
11	天体、気象又は土地の観測施設	一月 一平方メートル	一、一八四円	六八七円
10	高架の工作物	一月 一平方メートル	一、一八四円	六八七円

9	地下の工作物	地下部分	地上露出部分	月 一平方メートル	一、〇三八円	四一二円
8	公衆電話所			一箇所一月	一、三七五円	
7	郵便差出箱			一箇所一月	五五〇円	
6	変圧塔、マンホールの類			一箇所一月	一、三七五円	
5	鉄塔			月 一平方メートル	一、三七五円	
4	電線	地下電線	外径四十センチメートル未満のもの	一メートル一月	一六五円	一三七円
			外径四十センチメートル以上一米未満のもの			
			外径一米メートル以上のもの			
			外径四十センチメートル以上のもの			
					八二五円	四一二円

2 (経過措置)
この条例の施行の際、現に許可を受けて行政財産を使用している者の使用料については、その許可期間が満了するまでの間、なお従前の例による。
(提案理由)
特別区の道路占用料等の改定を踏まえ、東京二十三区清掃一部事務組合の行政財産使用料に関する規定を改正する必要があるため、本案を提出します。

議員提出議案第一号

東京二十三区清掃一部事務組合議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月二十八日

提出者	東京二十三区清掃一部事務組合議員 福本 元 光 浩
	東京二十三区清掃一部事務組合議員 菅 谷 健 昭
	東京二十三区清掃一部事務組合議員 本 多 健 信

東京二十三区清掃一部事務組合議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成十二年条例第九号)の一部を次のように改正する。
第四条第二項中「五千円」を「三千円」に改める。

附則
この条例は、公布の日から起算して、六箇月を超えない範囲内において、令和四年三月三十一日以後に施行する。この条例は、公布の日から起算して、六箇月を超えない範囲内において、令和四年三月三十一日以後に施行する。

（提案理由）
特別区の区議会の状況等を考慮し、当組合議会議員の費用弁償額を減額することに
伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出します。

令和4年第1回定例会
東京二十三区清掃一部事務組合議会会議録

令和4年3月 発行

編集発行 東京二十三区清掃一部事務組合議会事務局
千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館20階
電話 03(5210)9729

印 刷 物 登 録
令和3年度 第135号

この冊子は再生紙を使用しています。

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。